

# 川口市芝西小学校 PTA 会則

## 第1章 名称

第1条 本会は、川口市立芝西小学校 PTA と称し、事務所を同校内におく。

## 第2章 組織

第2条 本会は本校に在学する児童の父母（または、これにかかわる者）と本校に勤務する教職員をもって組織する。

## 第3章 目的

第3条 本会は父母と教職員が協力し、家庭と学校および社会との連絡を緊密にし、学校教育及び社会教育の推進に寄与することを目的とする。

## 第4章 事業

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 児童の愛護と補導
2. 会員相互の研究と親睦
3. 学校教育施設に対する研究
4. 学校行事への協力
5. 会員並びに児童の表彰・慰労・慶弔・見舞
6. その他目的を達成するために必要な事業

## 第5章 方針

第5条 本会は教育を本旨とする民主的団体として活動する。

第6条 本会は非営利的・非宗教的・非政党的であって、会の名において、いかなる営利的企業を支持することも又、他のいかなる職務（公私を問わず）の候補者を推薦することもできない。  
本会及び本会役員はその名において営利的・宗教的・政党的その他本会本来の事業以外の活動を目的にする団体及びその事業にいかなる関係を持つてはならない。

第7条 本会は児童福祉のため活動する他の社会団体及び機関と協力する。

第8条 本会は自立独立のものであって、他のいかなる団体の支配統制干渉をも受けてはならない。

第9条 本会は教員校長及び教育委員会の委員と学校問題について討議し、又その活動を助けるために意見を具申し参考資料を提出するが、直接に学校の管理や教員の人事に干渉するものではない。

第10条 本会は国及び地方公共団体の適正な教育予算の充実を期するために努力する。

第11条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報取得や利用、管理については「個人情報保護方針」、「個人情報保護規程」を定め、適正に運用するものとする。

## 第6章 役員

第12条 本会に下記の役員をおく。

- |               |                     |
|---------------|---------------------|
| 1. 会長…………… 1名 | 副会長……………若干名（教頭を含む）  |
| 幹事…………… 若干名   | 監査…………… 3名（教務主任を含む） |
- (1) 会長は会務を総務し、各種会議を招集する。
  - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
  - (3) 監査は事業および会計の監査に当たる。
  - (4) 副会長、幹事は会長の命を受け、書記、会計に当たる。
2. 本会に顧問・特別顧問をおく。顧問は、歴代 PTA 会長、町会長、学校運営協議員、学区内民生委員をあてる。特別顧問は学校長とする。顧問・特別顧問は会長が委嘱する。顧問は、必要に応じ、会長の諮問に応じる。特別顧問は本会の運営について指導助言する。

第13条 役員は下記の方法により選出する。

1. 会長、副会長は幹事より選出し、総会の承認を得るものとする。
2. 監査は幹事中より推薦し、会長がこれを委嘱する。
3. 幹事は会員より会長が委嘱する。

## 第7章 会議

第14条 本会は次の会議をおく。

### 1. 総会

第15条 総会は毎年1回定期総会、または書面審議にて開催する。会員の3分の1以上要望があれば、臨時総会を開催しなければならない。

総会は会員の過半数の出席によって成立する。

総会では次の事項を決議する。

1. 会則の制定と変更
2. 役員承認
3. 会務の報告
4. 予算決算の議決
5. 年間計画の決定
6. その他必要な事項

## 第8章 会計

第16条 本会の会費は総会にて承認を得る。

第17条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### 第10章 付則

第18条 本会則施行にともなう細則は本部会で決め総会の承認を得る。

第19条 本会則の変更は総会の議決によらなければならない。

第20条 本会則は昭和38年5月18日より施行する。

本会則は昭和42年6月6日一部改正施行。

本会則は昭和43年6月20日一部改正施行。

本会則は昭和44年5月30日一部改正施行。

本会則は昭和47年3月29日一部改正施行。

本会則は昭和48年5月15日一部改正施行。

本会則は昭和50年5月より一部改正施行。

本会則は昭和55年5月より一部改正施行。

本会則は昭和58年5月より一部改正施行。

本会則は昭和63年5月より一部改正施行。

本会則は平成5年5月より一部改正施行。

本会則は平成6年6月より一部改正施行。

本会則は平成7年6月より一部改正施行。

本会則は平成8年6月より一部改正施行。

本会則は平成30年5月11日 第11条追加（以下繰り下げ）。

本会則は令和3年5月より一部改正施行。

本会則は令和4年5月より一部改正・第18条削除施行（以下繰り上げ）。

本会則は令和4年2月より一部改正・第17条、第18条、第19条削除施行(以下繰り上げ)。

本会則は令和5年5月18日より施行する。 付則を追記